

東根市住宅用太陽光発電システム等設置支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、太陽光発電の導入を支援し、地球温暖化の防止に寄与するため、住宅用太陽光発電システム等（以下「対象システム」という。）設置事業を行う者に対して、東根市補助金交付規則（昭和31年規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「対象システム」とは、太陽光発電設備及び蓄電池設備をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 本市に住所を有し、又は有することとなる者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 対象システムについて、東根市の補助金の交付を受けていない者

(補助対象システム)

第4条 補助金が交付される対象システムは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 太陽光発電設備 次に掲げるすべてに該当するものであること。

ア 東根市内において、自ら居住し、若しくは居住する予定である本市の区域内の専用住宅若しくは居住の用に供する床面積が当該建築物の延床面積の2分の1以上を占める併用住宅又はこれらの住宅に附属する車庫・物置等（以下「住宅等」という。）へ設置するものであること。ただし、既に本事業による補助を受けた住宅等を除く。

イ 低圧配電線と逆潮流ありで連系し、かつ、太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかの合計値（キロワット表示とし、小数第2位以下を切り捨てた値）とする。以下同じ。）が10.0キロワット未満であること。

ウ 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、発生電力量計及び余剰電力販売用電力量計を基本とすること。ただし、これらの構成要素は、必ずしも単体の要素であることを要しない。

エ 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。

オ 太陽電池モジュールが日本産業規格 J I S C 8918 又は J I S C 8939 に定められた性能を満

たすものであること。

カ 未使用品であること（中古品は対象外）。

キ 電力会社と電灯契約を締結していること。

ク メーカー等によるサービス及びメンテナンス体制が用意され、国内にアフターサービスの窓口を有するメーカー等の製品であること。

(2) 蓄電池設備 次に掲げるすべてに該当するものであること。

ア 前項の規定により補助対象となる太陽光発電設備の設置と併せて設置するもの又は既に電力受給が開始された既設の太陽光発電設備に接続するために、固定し、設置するもの（以下「蓄電池設備単独設置」という。）であること。ただし、蓄電池設備単独設置の場合（既に蓄電池設備が設置されている場合を除く。）は、電力会社と電灯契約の締結の有無を問わない。

イ 再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるものであること。

ウ 公称の蓄電容量（単位はキロワット時とする。）が1.0キロワット時以上の蓄電池で構成されていること。

エ 未使用であること（中古品は対象外）。

オ メーカー等によるサービス及びメンテナンス体制が用意され、国内にアフターサービスの窓口を有するメーカー等の製品であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 太陽光発電設備 太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかの合計値の小さいほうの値（キロワット表示で小数第2位以下を切り捨てた値とし、4.0キロワットを上限とする。）に30,000円を乗じて得た額又は設置工事費のいずれか低い額とする。

(2) 蓄電池設備 蓄電池容量（小数第2位以下を切り捨てた値とし、5.0キロワット時を上限とする。）に20,000円を乗じて得た額又は設置工事費のいずれか低い額とする。

（事業実施の申込み）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着工前に次に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施申込書（様式第1号）

- (2) 対象システム設置工事着工前の設置場所等の状況を示す写真（新築 の場合は図面等）
- (3) 対象システム設置場所の位置図・配置予定図
- (4) 対象システム設置に係る費用の見積書等
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、必要と認めるときは、事業実施の申込みを行った者に対し、工事請負契約書その他必要と認める書類の提示を求めることができる。

3 事業実施の申込みは、次条に規定する補助金交付の申請兼実績の報告を行う年度以前においても行うことができる。

（補助金交付の申請兼実績の報告）

第7条 前条の事業実施の申込みを行った者は、事業が完了した場合は、事業完了の日（電力会社との太陽光発電余剰電力受給契約日。ただし、蓄電池設備単独設置の場合は、設置工事完了日とする。以下同じ。）から30日を経過する日又は事業完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに次に定める書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書兼事業実績報告書（様式第2号）
- (2) 対象システム設置工事着工前の設置場所等の状況を示す写真。ただし、事業実施申込み時に添付したものから変更がない場合は、省略できるものとする。
- (3) 対象システム設置工事完了後の状況を示す写真
- (4) 電力会社との太陽光発電余剰電力受給契約確認書の写し。ただし、蓄電池単独設置の場合は、不要とする。
- (5) 対象システム設置場所の位置図・配置図。ただし、事業実施申込み時に添付したものから変更がない場合は、省略できるものとする。
- (6) 対象システム設置工事費が確認できる書類（工事請負契約書の写し及び内訳がわかる書類等）
- (7) 対象システムの設置に係る領収書の写し
- (8) 申請者本人の住民票
- (9) 納期が到来した納税証明書
- (10) 太陽電池モジュールのメーカー発行の出力対比表又は製造番号票等の写し。ただし、蓄電池単独設置の場合は、不要とする。
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項第9号に定める納税証明書は、事業完了の日の属する年度の前年度のものとする。

(補助金交付の決定等)

第8条 市長は、前条の補助金交付の申請兼実績の報告を受けた場合は、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象システムの要件及び補助金の交付の条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 市長は、補助金交付の決定を通知した後、申請者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、第7条の規定による補助金交付の決定通知を受けた者(以下「交付対象者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付対象者にした補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 市長に提出した書類に虚偽の事項を記載し、又は申請について不正の行為を行ったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交付対象者が補助金を対象システム以外の用途に使用した場合など、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(協力)

第10条 市長は、補助金を交付した者に対し、必要に応じて対象システムに関する報告等協力を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成21年度は、国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付決定を受けて、平成21年6月30日までに着工した事業について、第4条の規定にかかわらず補助金交付の申請を受け付けるものとする。この場合において、交付を受けるものは速やかに補助金の交付申請を行わなければならない。

附 則（平成25年 3 月27日告示第20号）

この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月24日告示第18号）

この告示は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月11日告示第18号）

この告示は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 2 月 5 日告示第 6 号）

この告示は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月19日告示第22号）

この告示は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 号オの改正規定は、平成31年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月30日告示第44号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。